

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	下日吉 (五個荘日吉町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・五個荘日吉地区は(農)日吉営農(約15ha)と認定農業者(約11ha)が中心に農業を担っているが令和6年度から認定農業者が農業規模を大きく縮小(約9ha減)することが判明している。その約9haについては(農)日吉営農が引き受ける意向のある面積を上回るため、新たな受け手の確保が必要。
 ・新たな受け手を確保するためには早急な農地の集約化が必要。
 ・地域農業の中心である(農)日吉営農も高齢化や後継者不足の問題があり対策が課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻を主要作物としつつ、小麦・WCSの作付け体系で環境こだわり栽培を中心に効率的に生産する。併せて米・麦の新品種の生産へ取り組む。
 ・農地の集約化を進め、地域外から希望する農事組合法人等を受入れ、休遊農地の発生を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者の農業規模縮小を機に農地中間管理機構を通じて集約化(団地面積の拡大)を図る。(農)日吉営農を中心に地域外から希望する農事組合法人等も受入れた農地利用を進める。集積化に関しては農地の高低差等を考慮し可能な農地は実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に基づき農地中間管理機構への貸付けを進める。その際、所有者の貸付意向時期等に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
土地改良事業による農地整備後、数十年経過している為、水路や畦畔の劣化の修理等を計画的に取組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域農業の中心である(農)日吉営農の経営が途絶えることの無いよう、地域から農作業に出ていただける方への協力依頼を募る。いづれは地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
日吉改良組合(五個荘日吉町農業組合)としては特に取組み無し。 担い手(農事組合法人等)の経営方針により農作業委託が効果的かの判断による。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山添の農地(田の畦畔)へ設置した猪対策の電気(ソーラー)柵の点検をこまめに実施する。加えて鳥獣対策補助事業を活用し、計画的な資材調達により既設柵を補修する。